

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第17回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、3番 高原 熊夫 委員、4番 矢樋 学 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第17回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。10月30日に農村環境改善センターにおいて、赤瀬川地区の農業者や関係機関等を対象に開催された『地域計画策定に向けた地域における話し合い』に〇〇委員をはじめとする3名の農業委員、推進委員を含む21名の関係者が参加し、話し合いが行われました。

次に、11月2日に開催された県立鶴翔高等学校の20周年記念式典及び祝賀会に私が出席しました。

次に、11月6日に出水市の鶴丸会館において開催された令和6年度経営改善発表会に私が出席しました。

次に、11月7日から8日にかけて、南九州市知覧町において開催された鹿児島県各市農業委員会連絡協議会に私が出席しました。

次に、11月12日に桐野下公民館において、桐野地区の農業者や関係機関等を対象に開催された『地域計画策定に向けた地域における話し合い』に〇〇推進委員、〇〇推進委員を含む39名の関係者が参加し、話し合いが行われました。

次に、11月19日に風テラスあくねで開催された令和6年度市民表彰式に私が参加しました。

次に、11月20日に鹿児島市で開催された令和6年度農山漁村パートナーシップ

推進研修会において、〇〇委員が農山漁村女性活動功労者表彰を受賞されました。

次に、11月20日から21日にかけて、佐賀市において開催された九州沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会に、〇〇委員と〇〇委員が出席しました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第14号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

諮問第14号農用地利用集積等促進計画(案)について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和7年2月1日貸付開始分の申請であり、12月10日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地の筆数が56筆、面積55,836㎡となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権設定等を受ける耕作者は7名であり、認定農業者が6名、地域の中心的な担い手が1名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第 14 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 5、報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

報告第 4 号 農地の転用事実に関する照会の報告について説明します。

鹿児島地方法務局出水出張所登記官より別紙農地についての照会が、1 件ありましたので報告します。

これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものです。

この法務局からの照会があった場合は、2 週間以内に回答するようになっています。

それでは、報告第 4 号について御説明します。

総会資料は 3 ページ、地図は 1 ページを御覧ください。

本件は、令和 6 年 11 月 7 日付け鹿児島法日記第 174 号で、鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

照会地は、赤瀬川〇〇番、地目は畑、面積は 187 m²、変更後の地目は宅地です。

現地確認につきましては、令和 6 年 11 月 12 日、〇〇推進委員と事務局で行いました。

照会地は、平成 11 年 12 月 1 日、農地法第 5 条で申請がされており、転用目的は貸駐車場となっています。

この申請は、平成 11 年 12 月 24 日の総会で許可相当で県に進達され、平成 12 年 1 月 26 日に許可されています。

照会地については転用許可がされていますが、当初の転用目的が貸駐車場でされており、いつ頃から通路として使用していたのかは不明で、本来は事業変更届を提出するものであるが、転用後 20 年以上経過しており、また、農地として利用する利益に乏しいこと、農地以外の現況であったことを確認し、原状回復命令を行わないことを、11 月 15 日に郵送で法務局に回答しています。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、農地に該当しない旨回答したことを報告いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (平瀬 修治)

それでは、議案第43号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

今回の農地法第3条の申請は、所有権移転が3件です。

整理番号1について、地図は別添資料2ページです。

申請地は、鶴川内〇〇番の畑で、面積は234㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人の要望により、農地を譲り受けるものです。

取得後は、露地野菜、果樹栽培をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

整理番号2について、地図は別添資料3ページです。

申請地は、折口〇〇番ほか2筆の田で、合計面積は1,463㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲受人が経営拡大したいことから、農地を譲り受けるものです。

取得後は、土地を埋め立て後に、にんにくを栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

整理番号3について、地図は別添資料4ページです。

申請地は、脇本〇〇番の田で、面積は719㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲受人が経営拡大したいことから、農地を譲り受けるものです。

取得後は、水稻をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

つきましては、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

1番 久保 秀幸 委員

委員 (久保 秀幸)

議案第 43 号に係る調査は、11 月 11 日に、11 番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 1 について、申請人は農作業歴が 3 年あり、露地野菜や果樹を栽培される計画であり、適切な管理をしていくもの考えます。

整理番号 2 について、申請地が自宅の隣接地であり、近くでにんにくの栽培をされておりました。今回、申請地を埋め立て、にんにくの生産拡大をするとのことでした。

整理番号 3 について、申請地の隣接地で水稻をされており、水稻の生産拡大をするとのことでした。

いずれの申請人も、労働力、農機具の所有状況など問題ないことから、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 7、議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第 44 号について、御説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は3件です。

それでは、整理番号1の案件から御説明いたします。

総会資料は7ページ、地図は5ページ及び6ページを御覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする地上権の設定です。

申請地の位置は、市役所から東南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請人は、京都府に本社がある「〇〇〇株式会社」です。

申請人は、鹿児島県内にある系列工場で使うための電力を発電するため、申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するため本件を申請されました。

本件は、所有権以外の権原に基づいて申請されたものであるため、土地所有者と耕作者の同意書を添付してもらっています。

申請地は整地され、太陽光発電施設が設置されます。

申請地の雨水排水について、雨水は自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は7ページ及び8ページを御覧ください。

本件は、住宅への通路を目的とする売買による所有権移転による設定です。

申請地の位置は、市役所から東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市、波留に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、今まで使用していた自宅への通路が使えなくなったことから、申請地を譲り受け、新たに自宅への通路とするため、本件を申請されました。

申請地は整地され、通路が整備されます。

申請地の雨水排水について、雨水は自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号3の案件を御説明いたします。

地図は9ページ及び10ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、出水市に住所があります「〇〇 〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、住んでいる出水市から、両親の住居の近くにある申請地を譲り受け、新たな住宅とするため申請するものです。

申請地は整地され、住宅が建築されます。

申請地の雨水排水ですが、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
次に、調査委員の報告を求めます。
11 番 石原 勇一郎 委員

委員 (石原 勇一郎)
議案第 44 号にかかる調査は、11 月 11 日に、1 番委員及び私並びに事務局職員で行いました。
それでは、整理番号 1 から 3 の案件について報告します。
申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、ブロック壁や土留め工事などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。
これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。
したがいまして、調査結果は許可相当であります。
報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)
調査委員の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (檜八重 玲子)
太陽光発電設備への転用許可申請があり、阿久根市では、何もなければ、農地に太陽光発電設備が設置されることになると思います。いろんな場所に太陽光発電設備が設置され、農地が少なくなることになりませんが、我々、農業委員としては、どうすればいいのでしょうか。

委員 (中野 和徳)
前回、山下地区の太陽光発電設備の転用申請の時に農地が少なくなる話をしたかと思えます。今回の場所については問題ないと思えますが、代替え地の候補について、事務局で話をしてあげたらどうなのかと考えます。

議長 (田嶋 輝男)
協議会に移行いたします。

～ 協議会 ～

議長 (田嶋 輝男)
総会を再開いたします。

事務局 (平瀬 修治)

県にも確認をしたところ、県内にも同様の申請が多くあるとのことでもあります。

農業委員会としても、遊休農地の検討をお願いするところではありますが、関係法令をクリアしていることもあり、受理せざるを得ない状況にあります。

また、代替え地の情報提供についても、所有者の意向もありますので、事務局で斡旋することは、できないものと判断しております。

議長 (田嶋 輝男)

我々、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地を守っていく対場ではありますが、担い手の確保、並びに現在活用している農地をしっかりと守っていくことが重要になると考えます。質問された委員の方は、よろしかったでしょうか。

他に、質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 45 号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第 30 条第 1 項の調査において、非農地と判断し、また、本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

本件について、質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 9、議案第 46 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 46 号 令和 6 年農用地利用集積計画書第 11 号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和 6 年 11 月 29 日となります。

まず、計画書の 1 ページから 3 ページになりますが、所有権移転に関して記載しており、今回は 11 件であります。

まず、整理番号 1 の譲受人は、大尾区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は、山下馬場区の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 1,479 m²を水稻の耕作を目的として、売買による所有権移転となっております。

次の 2 番から 11 番までの譲受人は、いずれも「株式会社〇〇〇」となっており、利用の目的は果樹の栽培を目的とした所有権移転となっております。

また、〇〇〇については、合同会社と株式会社の 2 つの名称で農業生産法人として登録されており、「合同会社」の方については、これまでも基盤法や農地バンクで利用権の設定に関し、度々総会に諮ってきてもらっているところですが、法人で農地を所有できるのは、農地所有適格法人として届け出た「株式会社」の方だけであり、今回の所有権移転の手続きにあたっては「株式会社〇〇〇」で提案するものであります。

なお、「株式会社〇〇〇」については、これまで農業生産活動の実績はないことから、経営面積については資料の方にもあるとおり、「0 m²」となっております。

さらに、農地の売買金額については、現在耕作している農地については基本的に 10a あたり 10 万円とし、耕作放棄状態にある農地については、農地取得後の整地等に多額の費用が発生することから、10a あたり 4 万円の金額で売買取引をすることで合意に至っていると聞いております。

それでは、番号順に説明をさせていただきます。

まず、2 番の譲渡人は、鹿児島市在住の「〇〇 〇〇」さんで、農地はグリーンポーターガーデン近くで、合同会社〇〇〇で果樹を栽培している農地に隣接している田 1 筆 1,354 m²で、現況は耕作放棄状態の農地となっております。

次に、3 番から 11 番の農地は、いずれも折口の字は、上道となっております所有権移

転後、農地を団地化することにより、より効率的な農業生産を目指しているところと
ろです。

まず、3番の譲渡人は、永田上区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 368 m²、山林
2筆 1,008 m²で、現況は耕作放棄状態の農地となっております。

なお、山林の2筆については、所有権移転後に畑に整地する予定です。

次に、4番の譲渡人は、折口東区の「〇〇 〇〇」さんで、畑2筆 1,485 m²で、
2筆のうち1筆の 1,152 m²の現況は、耕作放棄状態の農地で、1筆の 333 m²は耕作
中の農地となっており、先程説明した金額で計算した結果が資料の売買金額となっ
ております。

次に、2ページになります。

5番の譲渡人は、永田下区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 475 m²は現況が耕作
放棄状態の農地となっております。

次に、6番の譲渡人は、永田上区の「〇〇 〇〇」さんで、畑2筆 793 m²の現況
は、耕作放棄状態の農地となっております。

次に、7番の譲渡人は、永田下区の「〇〇 〇〇」さんで、山林1筆 406 m²で、
現況は、そのまま山林となっており、所有権移転後に畑に整地する予定です。

次に、8番の譲渡人は、永田上区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 383 m²の現況
は、耕作放棄状態の農地となっております。

次に、9番の譲渡人は、永田下区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 676 m²の現況
は、耕作放棄状態の農地となっております。

次に、10番の譲渡人は、永田上区の「〇〇 〇〇」さんで、畑4筆 1,474 m²の現
況は、耕作中の農地となっております。

次に、11番の譲渡人は、日置市在住の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆 698 m²の現
況は、耕作放棄状態の農地となっております。

以上、「株式会社〇〇〇」が取得しようとする折口の字が上道の3番から11番の
計16筆 7,766 m²と併せて、「合同会社〇〇〇」で12月31日から農地バンクを利用
し借受予定である10筆 6,440 m²については、両方併せて耕作放棄地対策事業を導入
し、果樹の栽培をすることにより農地の集団化を予定しているとのこととあります。

以上が、所有権移転分であります。

次に4ページになります。

利用権の設定に関する総括表となっております。

今回は、新規が2件、再設定が1件であり、設定の期間は、いずれも5年間とな
っております。

また、面積については、畑が5筆の9,643 m²の利用権設定となります。

次に、内訳を5ページに記載しておりますので、説明させていただきます。

整理番号1と2の借人は、認定農業者である「株式会社〇〇〇」、1番の貸人は、
瀬之浦上区の「〇〇 〇〇」さんで畑2筆 2,605 m²を、2番の貸人は、同じく瀬之
浦上区の「〇〇 〇〇」さんで畑2筆 2,474 m²を、いずれも5年間の使用貸借権設
定となっております。

次に、3番の借人は、瀬之浦下区で認定農業者の「〇〇 〇〇」さん、貸人は瀬

之浦上区の「〇〇 〇〇」さんで、畑1筆4,564㎡を年間46,000円の賃借料で、5年間の賃借権設定となっております。

以上、所有権移転11件、利用権設定3件について、説明させていただきました。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

議長 (田嶋 輝男)

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第17回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時39分

議事録署名日 令和6年12月27日

農業委員会会長 ----- 田嶋 輝男 -----

議事録署名人 ----- 高原 熊夫 -----

議事録署名人 ----- 矢槿 学 -----

書 記 ----- 下脇 一博 -----